

下関市監査委員公表第23号
令和6年(2024年)7月16日

地方自治法第199条第1項の規定に基づく定期監査を実施し、その結果に関する報告を下記のとおり決定したので、同条第9項の規定により公表する。

下関市監査委員 今 井 弘 文
同 秋 森 和 也
同 木 本 暢 一
同 田 中 義 一

記

1 監査の対象

監査対象部局等	監査対象課所室等
環 境 部	環境政策課、廃棄物対策課、クリーン推進課、環境施設課
教 育 委 員 会	豊北教育支所、1小学校・1中学校（豊北教育支所管内）

2 監査の範囲

以下の期間における財務に関する事務の執行

環境部、教育委員会
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

3 監査の着眼点

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるよう、経済的、効率的かつ効果的に行われているか。

4 監査の方法

諸帳簿その他の関係書類の調査、現地での確認及び関係職員への聞き取りにより行った。なお、監査は、下関市監査基準に準拠して実施した。

5 監査の期間

環境部、教育委員会
令和6年5月1日から令和6年6月30日まで

6 監査の結果

監査した限りにおいて、財務に関する事務は、「7 指摘事項及び意見」に記載する事項を除き、重要な点において、おおむね適正に処理されていた。

7 指摘事項及び意見

改善が必要な事項は、次の「指摘事項」のとおりである。また、制度的な検討が必要と思われる事項は、「意見」のとおりである。

環境部 環境政策課	
	[指摘事項] 及び [意見] なし
環境部 廃棄物対策課	
	[指摘事項] 及び [意見] なし
環境部 クリーン推進課	
	[指摘事項] (1) 指定ごみ袋処理手数料及び粗大ごみ等処理手数料において、以下の事例が見受けられた。関係規定に基づき、適正に事務処理されたい。 ア 履行期限から20日以上経過し、なお未納であるにもかかわらず督促状を発送していなかった。 イ 滞納となっている債権があるにもかかわらず、売りさばきを継続し、債権が拡大している事案が発生していた。下関市一般廃棄物の処理手数料に係る証紙に関する条例施行規則第11条第3項では、「市長は、売りさばき人が前項に規定する支払をしないことがあったときは、それ以後、当該売りさばき人に対し証紙を売り払わないことができる」と規定されているが、所管課に確認したところ、所要の措置を講じることを失念していたとのことであった。 ウ 当該手数料（売りさばき代金）の収入事務においては、地方自治法施行令第164条第1項の規定により、証紙取扱手数料と当該証紙の売りさばき代金を繰り替えて処理するものとし、下関市一般廃棄物の処理手数料に係る証紙に関する条例施行規則第11条第1項の規定により、市は月締めした売りさばき代金から証紙取扱手数料を差し引いた売りさば

	<p>き代金を請求するものとしている。</p> <p>本事務処理に当たっては、下関市会計規則第12条の規定に基づき、月締めが完了した時に、直ちに売りさばき代金の調定を行う必要があるが、証紙取扱手数料を繰替払する売りさばき代金の調定は、直ちに行われておらず、併せて、繰替払の手続も、速やかに行われていなかった。</p> <p>[意見]</p> <p>なし</p>
<p>環境部 環境施設課</p>	
	<p>[指摘事項]</p> <p>(1) 行政財産の目的外使用許可において、国から一般廃棄物処理施設（し尿処理施設：彦島工場）の用途で市が使用貸借している土地について第三者に使用を許可しているものがあった。第三者である事業者より自動販売機設置の行政財産の使用許可申請を受けた際、国と協議の上、土地使用の了承を得ていたが、当該土地は市の保有する財産ではないため行政財産には該当せず、地方自治法第238条の4第7項に基づく行政財産の目的外使用として許可したことは、当該土地を第三者に使用させる手続として適当ではなかった。本件の使用を許可するに当たっては、関係法令に基づく適切な事務処理を行われたい。</p> <p>[意見]</p> <p>なし</p>
<p>教育委員会 豊北教育支所</p>	
	<p>[指摘事項]</p> <p>(1) 行政財産使用料の収入事務において、以下の事例が見受けられた。下関市債権管理条例等に基づき、適正に債権管理を行われたい。</p> <p>ア 滞納となっている債権があるにもかかわらず、債権管理簿が作成されていないかった。</p> <p>イ 履行期限を20日以上経過し、なお未納であるにもかかわらず、督促状を発送していなかった。</p> <p>(2) 滝部学校給食共同調理場の学校給食用賄材料の支出について、下関市立滝部学校給食共同調理場学校給食用賄材料取引契約書（以下「契約書」という。）第7条では「乙は（中略）、別に定める賄材料単価に当該月に納入した現品の数量を乗じて得た額に、1.08を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）の支払請求書を甲に提出するものとする。」とされているが、納品日ごとに計算されているなど契約書との齟齬が生じていた。また、これにより、契約書に基づく金額と実際に請求された金額に端数処理の関係で誤差が生じていた。所要の措置を講じるとともに、適正な支出事務を行われたい。</p>

	<p>(3) スクールバスの購入について、物品売買契約書に規定された市が別に所有する車両の廃車手続が完了する前に、購入車両の納品を持って完了の検査及び支払事務を開始していた。適正な支出事務を行われたい。</p> <p>[意見]</p> <p>(1) 物品の管理において、学校の統廃合により廃校となった小学校に多くの未利用物品が保管されていた。廃校から一定の年数が経過していること、教育委員会の他の所管においても同様の事例があること、今後も同様の事案が生じることが思料されることから、教育委員会が所管する学校の統廃合に係る物品の統一的な有効活用及び処分の方法等について、他市の事例（現地販売会や譲渡会、インターネットを活用した販売）も参考にしつつ、検討されたい。</p>
<p>教育委員会 1 小学校・1 中学校（豊北教育支所管内）</p>	
	<p>[指摘事項] 及び [意見]</p> <p>なし</p>

以上